

2026年1月16日

金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室 御中

一般社団法人全国銀行協会

令和7年資金決済法改正に係る内閣府令（案）等に対する意見

2025年12月16日（火）付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申しあげます。

以上

意見提出の背景・趣旨

- 今般の令和7年資金決済法改正に係る内閣府令（案）等（以下「本改正案」という。）は、令和7年6月6日に成立した「資金決済に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴う関係政令・内閣府令等の規定の整備とされており、金融審議会「資金決済制度等に関するワーキング・グループ」報告書（2026年1月22日公表。以下「WG報告書」という。）を踏まえたものと理解している。
- 今般の改正内容は、以下「1.」～「3.」等とされており、当協会の会員およびその子会社等は、関連する業務を行う場合には、これら改正の影響を受ける可能性がある。
 1. 電子決済手段・暗号資産に係る規定の整備
⇒ 特定信託受益権の発行等（信託兼営金融機関に限る）、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業向け規制等
 2. 資金移動業に係る規定の整備
⇒ 新たな資産保全方法（履行保証人債務引受契約、履行保証人保証契約及び履行保証金弁済信託契約）等
 3. 銀行等およびその子会社等の業務範囲に係る規定の整備
⇒ 銀行およびその子会社等が行うことのできる電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に係る業務の範囲
- このため、本改正案に関して、趣旨の明確化が必要な事項や、WG報告書には記載があるものの本改正案においては必ずしも明示されていない事項について確認するため、以下の意見等を提出する。

No.	該当箇所	意見等
1	—	<p>資金移動業者と履行保証人適格者との間の履行保証債務引受契約における債務引受に係る利用者の承諾の取得方法や、履行保証人保証契約の締結方法について、本改正案では具体的な定めがないとの理解。これを踏まえると、資金決済法の観点では、債務引受に係る利用者の承諾の取得や履行保証人保証契約の締結の方法について、制約があるわけではなく、私法上、契約締結の際に一般的に認められる意思表示の伝達方法や代理等の法律構成は否定されないと理解でよいか。</p> <p>上記理解が正しい場合、WG報告書P3に記載されている「（ア）債務引受型において民法上必要となる利用者の承諾の取得や、（イ）個別保証型において必要となる利用者と保証機関との間の保証契約の締結については、利用者との接点を有する資金移動業者を通じて行うことが合理的であると考えられる。」という点が否定されるものではないとの理解でよいか。</p>
2	銀行法施行規則第17条の3第2項第1号の5	銀行の子会社においては、銀行法施行規則17条の3第2項第1号の5に規定される「電子決済手段関連業務」の一部として、電子決済手段関連業務の媒介が可能との理解でよいか。

3	銀行法施行規則第13条第4号の3	銀行法施行規則13条の4号の3で引用されている資金決済法2条10項に規定する「電子決済手段の管理」の定義からは、信託銀行（兼営法1条1項による認可を受けた銀行）が行う電子決済手段の管理が除外されている。これを踏まえると、信託銀行が行う電子決済手段の管理に係る業務は、銀行本体において媒介が可能な業務に含まれるとの理解でよいか。なお、信託契約の締結の媒介を行うものとして信託契約代理業に該当する場合には、信託業法第67条第1項の登録を受けて行うことを前提としている。
4	電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者に関する内閣府令	マネロン・テロ資金供与対策のため、新たに創設される電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者との取引等を開始する際、事業内容等を確認するに当たって、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は、電子決済手段・暗号資産の取引の媒介を行うものとされている（改正資金決済法第2条第18項）が、同業者が、たとえ一時的であれ、利用者や電子決済手段等取引業者・暗号資産交換業者から金銭や電子決済手段・暗号資産等を受けることはないとの理解でよいか。
5	電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者に関する内閣府令	マネロン・テロ資金供与対策のため、新たに創設される電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者との取引等を開始する際、事業内容等を確認するに当たって、登録を受けた電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が、どちらの仲介業を行っているかは、何らかのかたちで公表されるようにしていただきたい。例えば、金融庁ウェブサイトの「免許・許可・登録等を受けている事業者一覧」に、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者登録簿が新たに掲載され、そこで明確に判別できるようにしていただけとありがたい。
6	電子決済手段等取引業に関する内閣府令第3条第3項第1号イ(2)、第2号イ(2)	信託財産を定期預金で運用する場合における「元本欠損が生じるおそれのない定期預金」の「元本欠損が生じるおそれのない」という部分は、「例えば、中途解約手数料が発生する場合にも、当該解約手数料を考慮しても元本割れが生じない」（WG報告書P17）といった基準で判断することが想定されているとの理解でよいか。
7	電子決済手段等取引業に関する内閣府令第3条第3項第1号ハ(1)、第2号ハ(1)	信託財産を国債証券等の債券で運用する場合、信託契約において、信託財産の元本評価額が受益権の履行等金額の合計額に満たない場合は委託者によりその不足額の解消がされるものであること（追加拠出義務）を定めることが必要とされているところ、信託契約の委託者に法的倒産手続が開始した場合、委託者が追加拠出義務を負う信託契約は双方未履行双務契約に該当するとして破産管財人等により解除される可能性があり、信託契約が解除された場合は信託は終了する（信託法163条8号）。そこで、このような事態を回避するために、信託契約が双方未履行双務契約に該当しないための対応措置を信託契約の設計の際に取り入れることが考えられるところ、電子決済手段等取引業者の利用者区分管理金銭信託（電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第33条第2項）や暗号資産交換業者の利用者区分管理信託（暗号資産交換業者に関する内閣府令第26条第1項）等の既存の制度と同様、信託契約において、委託者に法的倒産手続が開始された場合に直ちに受託者が委託者の追加拠出義務を免除する等の定めを置くことが否定されるものではないことを確認したい。

8	電子決済手段等取引業に関する内閣府令第3条第3項第1号ハ(1)、第2号ハ(1)	<p>信託財産を国債証券等の債券で運用する場合、信託契約において、信託財産の元本評価額が受益権の履行等金額の合計額に満たないときは「委託者」により不足額の解消がされるものであること（追加拠出義務）を定めることが必要とされている</p> <p>信託財産の元本評価額が当該受益権の履行等金額の合計額に満たない場合、その翌日から起算して二営業日以内に委託者が不足額を解消することが必要とされているが、一方で、信託銀行（兼営法1条1項による認可を受けた銀行）は、特定信託受益権の受益者から元本償還請求を受けた場合には、速やかに、信託契約の一部解約によりその請求に応じ、又は履行等金額と同額で特定信託受益権を買い取ることが求められているように思われる（信託会社等の総合的な監督指針11-9、事務ガイドライン14資金移動業者関係Ⅱ-2-2-1-1(9)④、兼営法施行規則22条10項2号）。そうすると、仮に不足額が発生している状況において、受益者から元本償還請求があった場合、信託銀行が一時的に不足額を補てんするかたちで受益者に償還せざるを得ない状況や、受益者による元本償還請求金額が一度に多額となる場合に委託者が追加拠出義務を履行できず信託銀行において不足額を含めて償還義務を負担せざるを得ない状況もあり得なくはない。</p> <p>したがって、特定信託受益権において、兼営法第6条の運用方法を特定しない金銭信託に該当するかなど、信託契約の内容等の個別の事情を勘案する必要はあるものの、受益者保護の観点で、委託者と受託者の間の合意にもとづいて受託者が損失補てんを行うような場合においては、実質的に見れば「委託者によりその不足額が解消」されたものと評価できる場合があり得るとの理解でよいか。</p>
---	---	---

以上